

土木事業要望調査関係

1 事業種別

道路	1・2号市道改良又は舗装、3号市道改良又は舗装、区道改良又は舗装、除雪機械購入(町内会)、市道消雪施設、交通安全施設(道路反射鏡、区画線、視線誘導標)、防犯灯設置(新設)、防犯灯灯具取替(LED化)
河川	排水溝整備

2 事業年度

令和9年度(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

※場合により次年度以降になることがあります。

※要望に対する回答は、令和9年5月下旬以降を予定しています。

3 提出先及び問い合わせ先

松任地域	建設部土木課	(直)TEL 274-9557
美川地域	美川支所総務課	(直)TEL 278-8131
鶴来地域	鶴来支所総務課	(直)TEL 272-1115
白山ろく地域	各市民サービスセンター(提出のみ)	

4 要望書提出期限

令和8年9月18日(金)まで

※提出期限までに別紙様式によりご提出ください。

5 事業種別ごとの町内会の負担方式及び補助・負担率

事業種別	方式	補助・負担率	事業種別	方式	補助・負担率
①1・2号市道改良	—	負担なし	⑧市道消雪施設	負担金	1/5負担
②1・2号市道舗装	—	負担なし	⑨交通安全施設	—	負担なし
③3号市道改良	負担金	1/3負担	⑩防犯灯設置(新設)	—	負担なし
④3号市道舗装	負担金	1/10負担	⑪防犯灯灯具取替 (LED化)	補助金	1/2補助
⑤区道改良	補助金	2/3補助			
⑥区道舗装	補助金	2/3補助	⑫排水溝整備	補助金	2/3補助
⑦除雪機械購入 (町内会)	補助金	3/4補助			

※負担金方式 … 市が事業主体となり、町内会は事業費の一部を負担します。

※補助金方式 … 町内会が事業主体となり、市は事業費の一部を補助します。

※防護柵設置は、①、③、⑤に分類されます。

※市道、区道の別は、「3の問い合わせ先」までお問い合わせください。

※防犯灯の電気料金の補助については、別途ご案内します。

土木事業の内容

① 1・2号市道改良

1・2号市道の改良、暗渠若しくは橋梁の修繕、道路の拡幅又は防護柵の設置(別紙基準参照)など

② 1・2号市道舗装

1・2号市道の舗装(厚さ:5cm)

③ 3号市道改良

3号市道の改良、暗渠若しくは橋梁の修繕、道路の拡幅又は防護柵の設置(別紙基準参照)など

※道路拡幅に必要となる用地は、町内会で調整してください。

④ 3号市道舗装

3号市道の舗装(厚さ:4cm以上)

⑤ 区道改良

区道(町内会が管理する道路)の改良、暗渠若しくは橋梁の修繕、道路の拡幅又は防護柵の設置(別紙基準参照)など

※補助対象事業費が15万円未満の場合は対象外となります。

※道路拡幅に必要となる用地は、町内会で調整の上、市に寄付してください。

⑥ 区道舗装

区道(町内会が管理する道路)の舗装(厚さ:4cm)

※補助対象事業費が15万円未満の場合は対象外となります。

⑦ 除雪機械購入(町内会)

除雪路線以外の道路除雪を行う町内会の除雪機械購入費又は改装費の補助

※補助金の上限は、歩行型は100万円、乗用型は200万円です。

※補助を受けて購入した機械の更新の場合は、原則10年経過していることが条件です。

※市内の店舗での購入又は改装が条件です。

⑧ 市道消雪施設

町内会で管理している消雪施設(揚水ポンプ・制御盤・消雪パイプ等)の更新又は修繕

※消雪施設の電気料金は、基本料金は市負担、使用電力料は町内会負担になります。

※消雪施設の修繕料は、1/5町内会負担になります。

※管理は町内会で行い、要する経費は町内会負担になります。

⑨ 交通安全施設

市道若しくは区道の道路反射鏡、区画線、視線誘導標などの新設又は修繕

※道路反射鏡 … ホームページで設置基準をご確認ください。

※区画線 … 市で施工するのは、中央線・外側線などに限ります。横断歩道又は停止線の新設・引き直しは、公安委員会宛の要望書を白山警察署にご提出ください(市の相談窓口は地域安全課(076-274-9537)です)。なお、通学路の安全確保に関する要望は、地元PTAとご相談ください。

⑩ 防犯灯設置(新設)

LED(蛍光灯FL20形相当)防犯灯の新設

※設置場所は、電力柱、NTT柱又は専用の鋼管ポール(私有を含む)とし、建築物の軒先には設置できません。

※鋼管ポールの設置は、町内会負担になります。

⑪ 防犯灯灯具取替(LED化)

防犯灯をLED化するための灯具の取替

※補助は、1基あたり20,000円を限度とします。

※LED化した灯具の取替は、随時申請が可能です。

⑫ 排水溝整備

人家連担地区及びその周辺で主に生活排水又は雨水が流れる排水溝の整備
(対象となる排水溝)

・公衆用水路として使用している水路

・2戸以上の排水を流す水路

・幅員約1.5m以内の水路

※農地の用排水路は除きます。

※補助対象事業費が15万円未満の場合は対象外となります。

※排水溝の暗渠化は、市道又は区道改良事業になります。

防護柵設置要望(事業区分①③⑤)に関する設置基準

防護柵の設置は、当該基準により優先度を見極めながら、以下の区間に設置する。

1 車両用防護柵

- ・水路、崖などに近接する区間で、危険度が高く必要と認められる区間
- ・沿道人家などへの車両の飛び込みによる重大な事故を防止するため特に必要と認められる区間
- ・歩行者等の危険度が高く、その保護のため必要と認められる区間
- ・事故が多発する道路又はそのおそれのある道路で、設置の効果が認められる区間
- ・道路幅員、道路線形又は交通の状況により必要と認められる区間
- ・気象条件により特に必要と認められる区間
- ・その他、道路管理者が特に必要と認める区間

2 歩行者自転車用防護柵

- ・歩道等において、その区域外へ歩行者等の転落を防止するために必要と認められる区間
- ・横断歩道以外で横断防止が特に必要と認められる区間
- ・その他、道路管理者が特に必要と認める区間

【土木課分】

令和 年 月 日

(あて先)
白山市長

申請者 町内会長

氏名

連絡先

(日中連絡がとれる番号を記載して下さい)

令和9年度土木事業要望書

下記の事業を実施したいので、要望いたします。

【事業種別】

① 1・2号市道改良	② 1・2号市道舗装	③ 3号市道改良	④ 3号市道舗装
⑤ 区道改良	⑥ 区道舗装	⑦ 除雪機械購入	⑧ 市道消雪施設
⑨ 交通安全施設 (道路反射鏡、区画線、視線誘導標)			
⑩ 防犯灯設置 (LED)	⑪ 防犯灯灯具取替 (LED化)	⑫ 排水溝整備	

下記に事業種別及び箇所、内容、整備量を記入してください。

事業種別	整備箇所	整備内容	整備量 (延長、幅員、箇所等)
	町 番地先		
	町 番地先		
	町 番地先		
	町 番地先		
	町 番地先		

※添付書類等 … 位置図、現況写真、⑤、⑥、⑦、⑪、⑫については見積書の写し、⑩については電柱番号の記載(電柱に設置する場合)